



ルート整備に伴う 地元負担金と 並行在来線について

ルート整備に伴う 地元負担金について

整備新幹線の建設費用については、全国新幹線鉄道整備法等により、その負担が定められています。このた

整備新幹線の財源構成



※借入金は既設新幹線譲渡収入の前倒し活用 (出典)鉄道・運輸機構ホームページ

●全国新幹線鉄道整備法

- ・新幹線建設に係る工事費用は、「国(政府)」と沿線の「県」が負担する。
- ・「県」は、県負担金の一部について、関係する「市町村」へ一部(利益を受ける限度において)負担させることができる。市町村負担額は、当該市町村の意見を聴いた上で定める。

●全国新幹線鉄道整備法施行令

- ・整備新幹線の建設費用は、国が3分の2、地方(県)が3分の1を負担する。

め、新幹線が新たに通過することとなった沿線自治体では、上図のとおり一部費用を負担する必要があります。

現在の建設財源の枠組みでは、JRからの貸付料等収入の一部を充てた後、国が3分の2(公共事業関係費と既設新幹線(東海道新幹線など)譲渡収入の一部)、地方公共団体が3分の1を負担することとなります。

北陸新幹線に並行する JR線について

新たに整備しようとする新幹線建設区間を並行して走行するJR線を「並行在来線」と呼び、原則として整備新幹線の開業時にJRの経営から分離されることが条件付けされています。

また、これらの路線については地方公共団体と民間などが合同で出資・経営する鉄道会社(第三セクター)が引き継いで経営を行うことが全国的にもほとんどであり、平成26年度末までに開業が予定されている北陸新幹線の長野・金沢間においても、JRからの経営移管が次のとおり予定されています。

▼信越本線の長野・直江津間および北陸本線の直江津・富山県境間では、JR東日本およびJR西日本から経営移管され、「しなの鉄道(長野県内部分)」「および「えちごトキめき鉄道(新潟県内部分)」が運営される予定

▼北陸本線の新潟県境・金沢間では、JR西日本から経営移管され、富山県および石川県などが出資する第三セクターが設立されて運営される予定

なお、シリーズ②でお伝えしたとおり、北陸新幹線の金沢・敦賀間が新たに着工認可されたことに伴い、隣の福井県においても県および沿線7市町が在来線の経営分離に対して既に同意されており、今後は関係機関の協力によって路線の存続をされる予定です。

今回は、関西広域連合によるルート案の検討結果がまとまりましたら、その詳細をお伝えします。

お問い合わせ

政策調整課(米原庁舎)
☎52166626 ☎52115195